

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持株会社制を導入しており、持株会社である当社のもと、中核事業会社である日本軽金属株式会社および東洋アルミニウム株式会社の2社を中心に、事業活動を展開しております。その中において、当社は、グループ全体の戦略の立案・決定、経営資源の戦略的な配分、事業会社の経営監督等を通じて、持続的な成長と競争力の強化を図ることにより、企業価値の増大を目指しております。

当社は執行役員制度を採用しているため、取締役数は13名(うち独立社外取締役4名)と簡素化が図られており、取締役会の機動的な運営、充実した審議を可能にしております。また、取締役・執行役員の使命と責任をより明確にすべく、その任期は1年としております。

また、監査につきましては、当社は監査役制度を採用しております。監査役は、現在6名(うち独立社外監査役3名)としております。監査役は監査役会を構成し、監査役監査の基準に準拠した監査方針、監査計画等に従い、取締役会をはじめ社内の重要な会議に出席するなど、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立した機関として、取締役の職務執行を監視できる体制としております。

当社は、グループの経営を統括する立場から、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけ、以下の基本方針を定め取り組んでおります。

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し、その実質的な平等性を確保します。
- (2) 当社は、株主をはじめとする多くのステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、取締役会、経営陣は、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に向けて、リーダーシップを発揮します。
- (3) 当社は、法令・規則に基づく情報開示はもとより、ステークホルダーが必要とする情報を積極的に開示することにより、説明責任を果たし、透明性を確保します。
- (4) 取締役会、監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、それぞれの役割・責務を適切に果たします。
- (5) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、様々なIR活動により、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社および当社のグループ会社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。新たに取引先の株式を取得しようとする場合、当該取引先との関係強化が当社グループ事業の発展に寄与するか否かという観点から、当該株式取得の適否を判断することとしております。

取引先の株式は、取得目的に合致する限り、保有し続けますが、毎年、取引状況などを総合的に考慮して、当社グループの資産が非効率に費消されていないかどうかを検証し、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て売却し縮減を図ります。

上記取得目的に鑑み、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当該取引先の企業価値向上に資するよう行使いたします。株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などは、肯定的な議決権行使を行いません。

【補充原則4 - 2 - 1】(経営陣の報酬)

当社は、取締役を含む経営陣の報酬を、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、固定報酬としての基本給および変動報酬としての業績給で設計しております。なお、中長期的な業績と連動する報酬については、自社株報酬も含め、報酬全体の構成、割合等を考慮の上、今後の導入を慎重に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社では、取締役および取締役が実質的に支配する法人を介して行う全ての競業取引および利益相反取引は、その取引条件および決定方法の妥当性を含め、取締役会での審議・決議を通じて監視を行っております。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社グループの主要子会社である日本軽金属株式会社では、企業年金制度の適正な運営を図るため、経理・人事部門の責任者、労働組合の役員等で構成される年金資産運用委員会を設置し、外部専門家の意見を聴取したうえで、運用の基本方針・政策的資産構成割合の策定・見直し等を行うとともに、政策的資産構成割合に基づき最適な資産運用会社に運用を委託しております。同委員会は、各運用機関に対し、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等の定性評価を加えた総合的な評価・モニタリングを行っております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うこととしております。

(1) 日軽金グループの経営方針および中期経営計画を当社ホームページにて開示しております。日軽金グループの経営方針の中の「日軽金グループの3つのエッセンス」の「1. 日軽金グループの使命」は、当社グループの経営理念であります。

日軽金グループの経営方針(<https://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/keiei.html>)

中期経営計画(https://www.nikkeikinholdings.co.jp/common/file/2019_2021_keiei/pdf/all.pdf)

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書「1. 基本的な考え方」にて開示しております。

(3)取締役を含む経営陣幹部の報酬を決定するに当たっては、短期的な業績拡大および企業価値向上に対する報酬としてだけでなく、中長期的に当社グループの経営理念の浸透、経営戦略、経営計画の実行への寄与などを考慮しております。ただし、社外取締役の報酬については、業務執行からの独立性を維持するため、業績に連動しない基本報酬を支給する方針としております。

取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しております。(取締役の報酬等の総額については、当社株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。)なお、報酬の決定方針、水準・構成については、取締役会および代表取締役社長の諮問機関として、委員長を独立社外取締役が務め委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度および報酬の決定プロセスの透明性・公正性確保を図っております。

(4)取締役候補者の指名およびそれ以外の執行役員等の経営陣幹部の選解任に当たっては、当社グループの事業および業務内容に関する経験と見識、当社グループ事業に対する貢献度や職務遂行能力等を勘案して取締役会において決議しております。なお、代表取締役および取締役に求められる職責・資質など指名方針については、委員長を独立社外取締役が務め、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会への諮問事項としており、透明性・公正性の確保を図っております。

監査役候補者の指名に当たっては、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に貢献できること等を総合的に判断して、監査役会での同意を条件に取締役会において決議しております。

また、社外役員については、幅広い経験に基づく高度な知見や専門的識見・経験を有し、中立の客観的見地から経営陣に対して経営監視機能を果たせることを選任の基本方針としております。

(5)取締役・監査役候補者の経歴および選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。取締役・監査役を解任する場合は、解任理由を株主総会招集通知にて開示いたします。

〔補充原則4-1-1〕(経営陣への委任の範囲)

法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項および経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしております。特に株式・持分や固定資産の取得・処分、融資・保証案件については、信用リスク、地域・市場リスクなど様々なリスクを考慮し、類型別に金額基準を定めて、取締役会で決議すべき範囲を明確にし、この金額を下回る案件については経営陣に委任しております。

〔原則4-9〕(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準を踏まえ以下の独立性判断基準を策定し、これをもとに取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、社外取締役および社外監査役(以下、本基準において「社外役員」という。)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 現在または過去10年間に於いて、以下に該当する者

(1)当社および当社の子会社(以下、本基準において「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)

2. 現在または過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者

(1)当社の大株主(注2)もしくは当社グループが大株主である者またはその業務執行者

(2)当社グループの主要な取引先(注3)もしくは当社グループを主要な取引先とする者(注4)またはその業務執行者

(3)当社グループの主要な借入先(注5)またはその業務執行者

(4)当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

(5)当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える専門的サービスに係る報酬(注6)を受けた者または受けた団体に所属する者(ただし、当社グループと顧問契約を締結している場合は、金額を問わない。)

(6)当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体の業務執行者

(7)当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者

3. 上記1.および2.に掲げる者(ただし、業務執行者については、部長格未満の使用人を除く)の配偶者または二親等以内の親族

4. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職責を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

(注1)業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および従業員をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

(注2)総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者をいう。

(注3)当社グループが製品またはサービスを提供する取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する会社)であって、過去3事業年度を平均した場合において、当社グループの当該取引先グループに対する当該取引に係る総取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

(注4)当社グループに対して製品もしくはサービスを提供する取引先グループであって、過去3事業年度を平均した場合において、当社グループと当該取引先グループの間の当該取引に係る総取引額が、1億円を超え、かつ、当該取引先グループの連結売上高(当該取引先グループが連結決算を実施していない場合は、当該取引先単体の売上高)の2%を超える者をいう。

(注5)当社グループが借入れを行う金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する会社)であって、過去3事業年度を平均した場合において、当社グループの当該金融機関グループからの借入金の総額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

(注6)コンサルタント報酬、公認会計士報酬、税理士報酬、弁護士報酬等をいう。

〔補充原則4-11-1〕(取締役会の構成)

取締役会は、当社がアルミニウム関連の広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として各事業分野、経営企画、研究・開発、生産等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、定款の定めに基づき定員を15名以内と定めております。

〔補充原則4-11-2〕(取締役および監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「第7回定時株主総会招集ご通知」の事業報告ならびに株主総会参考書類の第3号議案「取締役13名選任の件」および第4号議案「監査役2名選任の件」に記載しております。

また、「第7回定時株主総会招集ご通知」は、2019年3月31日現在で1単元以上の株式を所有する株主に送付するとともに、以下の当社ホームページにおいて開示しております。

株主総会招集通知(<https://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html>)

〔補充原則4-11-3〕(取締役会の実効性の評価)

取締役会の実効性評価について取締役会で決議した内容は次のとおりです。

2019年度においては、取締役会は13回開催され、業務執行にかかわる重要事項が時機に遅れることなく決議され、報告されております。

社外取締役は、取締役会事務局から決議事項、報告事項の説明資料の事前送付を受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積

極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役を含む経営陣の業務執行に反映しております。

監査役は、取締役会等に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前説明を受け、問題点を把握し、取締役会等において、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役を含む経営陣の業務執行に反映しております。

加えて、社外取締役・監査役の海外を含む事業所視察の機会の確保などによる情報提供方法の改善、取締役会の決議事項にとらわれない中長期的、グローバルな視点を含む経営全般に関する幅広いテーマによる自由討議の実施など、取締役会運営の充実に努めております。

代表取締役および取締役の指名・報酬の決定方針に関し、取締役会で3回にわたり議論し、その結果、取締役会および代表取締役社長の諮問機関として、2020年2月14日、指名・報酬委員会の設置を決定しました。

2019年度の実効性評価としては、当社の取締役会は、オープンで建設的な発言・議論が活発にされており、特に社外取締役・監査役の提言・問題提起による審議への貢献が大きく、総合的にみて、当社取締役会全体の実効性は確保されていると、取締役会として評価しております。

〔補充原則4 - 14 - 2〕(取締役および監査役に対するトレーニング方針)

当社は、社内出身の取締役および監査役に対して、個々に適合したセミナーや交流会などの機会の提供やその費用の支援を行っております。また、毎年、社内取締役・監査役および執行役員の全員に加えて主要グループ会社の代表取締役等が参加する「日本軽金属グループトップセミナー」を開催し、経営課題を共有し、その解決に取り組むこととしております。

社外取締役および社外監査役には、当社グループについての理解を深めるため、経営陣等から事業・業務内容の説明を行うとともに、定期的に主要事業所を視察する機会を設けております。

〔原則5 - 1〕(株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、企画統括室担当取締役をIR担当取締役とするとともに、同室広報・IR担当をIR担当部署としております。

対話手段としては、機関投資家向けの決算説明会を年2回開催するほか、個別訪問も積極的に行っております。個人投資家に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、業績、中期経営計画などの説明を行うとともに、機関投資家向け決算説明会の内容掲載を適時行っております。

株主・投資家の皆様へ(<https://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/index.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	54,009,400	8.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	53,633,200	8.66
第一生命保険株式会社	20,001,000	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	19,743,200	3.19
日軽ケイユー会	16,097,188	2.60
公益財団法人軽金属奨学会	14,910,000	2.41
朝日生命保険相互会社	12,750,000	2.06
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	11,692,700	1.89
株式会社みずほ銀行	11,263,736	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	10,622,400	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

1. 2019年3月31日現在における、信託銀行各社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

2. 2018年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行ならびにその共同保有者であるみずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社およびアセットマネジメントOneインターナショナルが2018年4月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

〔氏名又は名称 / 住所 / 保有株券等の数(千株) / 株券等保有割合(%)〕

株式会社みずほ銀行 / 東京都千代田区大手町1丁目5番5号 / 19,698 / 3.18

みずほ証券株式会社 / 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 / 608 / 0.10

アセットマネジメントOne株式会社 / 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 / 34,162 / 5.51

アセットマネジメントOneインターナショナル(Asset Management One International Ltd.) / Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK / 1,150 / 0.19

3. 2018年9月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ゴールドマン・サックス証券株式会社ならびにその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホンコ

ン・リミテッドが2018年9月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称 / 住所 / 保有株券等の数(千株) / 株券等保有割合(%)]

ゴールドマン・サックス証券株式会社 / 東京都港区六本木6丁目10番1号 / 2,087 / 0.34

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International) / Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK / 927 / 0.15

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー(Goldman Sachs & Co. LLC) / 200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A. / 1,586 / 0.26

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 / 東京都港区六本木6丁目10番1号 / 8,344 / 1.35

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(Goldman Sachs Asset Management, L.P.) / 200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A. / 10,175 / 1.64

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド(Goldman Sachs Asset Management(Hong Kong) Limited) / 68th Floor, Cheung Kong Center, 2 Queen's Road Central, Hong Kong / 1,020 / 0.16

4. 2018年10月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社ならびにその共同保有者であるノムラ インターナショナル ビーエルシーおよび野村アセットマネジメント株式会社が2018年9月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称 / 住所 / 保有株券等の数(千株) / 株券等保有割合(%)]

野村證券株式会社 / 東京都中央区日本橋1丁目9番1号 / 980 / 0.16

ノムラ インターナショナル ビーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC) / 1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom / 287 / 0.05

野村アセットマネジメント株式会社 / 東京都中央区日本橋1丁目12番1号 / 32,997 / 5.32

5. 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社ならびにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称 / 住所 / 保有株券等の数(千株) / 株券等保有割合(%)]

三井住友信託銀行株式会社 / 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 / 9,092 / 1.47

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 / 東京都港区芝公園1丁目1番1号 / 14,736 / 2.38

日興アセットマネジメント株式会社 / 東京都港区赤坂9丁目7番1号 / 15,542 / 2.51

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小野 正人	他の会社の出身者											
林 良一	他の会社の出身者											
伊藤 晴夫	他の会社の出身者											
早野 利人	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小野 正人	○	小野氏は、2007年4月まで、現在の当社グループの主要な取引先(借入先)である株式会社みずほ銀行の常務執行役員を務めておりました。 また同氏は、2008年3月まで、同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役副社長(2008年6月まで同社取締役)を務めておりました。 2019年3月31日現在における当社グループの株式会社みずほ銀行からの借入金残高は28,160百万円、当社の連結総資産(481,303百万円)に対する割合は5.9%であること等から、当社の独立性判断基準に照らして、株式会社みずほ銀行は当社グループの主要な取引先(借入先)に該当します。	小野氏は、長年にわたる金融機関の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、現在は他社の社外取締役を務めております。また、当社社外取締役として当社とは独立した立場から当社経営に対する確かな提言を行っております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 なお、当社と同氏との関係性につきましては、同氏は、当社と株式会社みずほ銀行との融資取引に直接影響を及ぼしたことはなく、また、現在においても、当社の社外取締役であるということ以外に、特段の関係性はありません。 当社と株式会社みずほ銀行との関係性につきましては、当社は多数の金融機関から借入を行っており、また、連結総資産に対する同行からの借入額の割合(5.9%)、当社グループの借入額全体に対する同行からの借入額の割合(20.3%)に照らして、同行が当社の意思決定に与え得る影響は、必ずしも高いものではないと認識しております。 同氏と株式会社みずほ銀行との関係性につきましては、同氏が同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役を退任してから10年以上が経過しており、また、同行・同グループと特段の関係性もないことから、現在同氏は、同行・同グループの意向に影響される立場にはないと認識しております。 以上のことから、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則4-9】」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、独立性があると判断しております。
林 良一	○	林氏は、2014年6月まで三菱商事株式会社の業務執行者を務めており、当社グループは同社グループとの間で、製品の販売、原材料の仕入等の取引がありますが、2018年度において、同社グループへの売上高は当社連結売上高の約0.4%、同社グループからの仕入高は同社連結収益の0.1%未満であります。	林氏は、長年にわたる商社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、他社の取締役も歴任しております。また、当社社外取締役として当社とは独立した立場から当社経営に対する確かな提言を行っております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則4-9】」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
伊藤 晴夫	○	伊藤氏は、2010年6月まで富士電機ホールディングス株式会社(現富士電機株式会社)の取締役に就任しており、当社グループは同社グループとの間で、製品の販売、資材の購入等の取引がありますが、2018年度において、同社グループへの売上高は当社連結売上高の約0.1%、同社グループからの購入額は同社連結売上高の約0.3%であります。	伊藤氏は、長年にわたる製造業会社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、当社と同様の純粋持株会社形態の会社の経営者としての経験・知見も有しております。また、当社社外取締役として当社とは独立した立場から当社経営に対する確かな提言を行っております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則4-9】」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。

早野 利人	○	——	早野氏は、長年にわたり証券会社および投資会社の経営に携わり、大学教授としても活躍するなど、幅広い経験と高度な知見を有しております。また、2016年5月から約2年間当社社外監査役を務めた後、昨年6月からは当社社外取締役就任し、当社とは独立した立場から当社経営に對し的確な提言を行っております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「1.【コーポレートガバナンス・コード】の各原則に基づく開示」【原則4-9】に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社は、代表取締役および取締役の指名・報酬に関して、取締役会および代表取締役社長の諮問機関として、委員長を独立社外取締役が務め、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置しております(2020年2月14日設置)。

委員会は、取締役会または代表取締役社長の諮問を受けて、指名・報酬の決定方針等について審議し、答申することとされており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化が図られております。

委員会の委員は取締役会で選定し、代表取締役社長を含む3名以上で、その過半数を独立社外取締役といたします。また、委員長は委員である独立社外取締役の中から取締役会で選定します。

取締役会において選定された委員および委員長は次のとおりです(2020年2月現在)。

委員長 小野正人(独立社外取締役)

委員 林 良一(独立社外取締役)

委員 伊藤晴夫(独立社外取締役)

委員 早野利人(独立社外取締役)

委員 岡本一郎(代表取締役社長)

委員会への主な諮問事項は次のとおりです。

・指名

代表取締役および取締役に求められる職責・資質など指名方針に関する事項

代表取締役社長の後継者計画に関する事項

社外役員の独立性に関する事項

・報酬

代表取締役および取締役ならびに執行役員の報酬等の決定方針、水準・構成に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	7 名
監査役の人数	6 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互の独立性を維持しつつ、監査対象、監査方法等に関し、必要に応じ意見交換を行い情報の共有に努めるなど、効率的な監査を実施するための連携を取っております。

監査役と内部監査を担当するCSR・監査統括室は、相互の独立性を維持しつつ、監査対象、監査方法あるいはリスクの状況等に関し、必要に応じ意見交換を行い情報の共有に努めるなど、効率的な監査を実施するための連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 譲	他の会社の出身者													
安井 洸治	公認会計士													
川合 晋太郎	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 譲	○	藤田氏は、2009年7月まで朝日生命保険相互会社の取締役役に就任しており、当社は同社と融資を受けるなどの取引を行っておりますが、2019年3月31日現在における同社からの借入金残高は212百万円であり、当社の連結総資産(481,303百万円)に対する割合は0.1%未満であります。	藤田氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、当社以外の様々な業種の会社の社外役員を務めるなど、幅広い経験と高度な知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[原則4-9]」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
安井 洸治	○	――	安井氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の公認会計士、税理士であり、公認会計士、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、専門的な経験も有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[原則4-9]」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。

川合 晋太郎	○	_____	川合氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の弁護士であり、弁護士としての専門的な経験・知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「1.【コーポレートガバナンス・コード】の各原則に基づく開示【原則4-9】」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
--------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

下記【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第7期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の役員報酬(単位:百万円)

	支給人員	支給額
取締役	14名	155
(うち社外取締役)	(4)名	(20)
監査役	7名	52
(うち社外監査役)	(4)名	(16)
合 計	21名	208
(うち社外役員)	(8)名	(37)

- 2019年3月31日現在における取締役の在籍人員は13名ですが、上記支給人員には、2018年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名が含まれており、その支給額は取締役報酬3百万円であります。
- 2019年3月31日現在における監査役の在籍人員は6名ですが、上記支給人員には、2018年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名が含まれており、その支給額は監査役報酬1百万円であります。
- 社外取締役早野利人は、2018年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を辞任した後、社外取締役に就任したため、支給人員と支給額につきましては、社外監査役在任期間は監査役に、社外取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
- 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額金396百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず)であります。(2013年6月27日第1回定時株主総会決議)
- 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額金96百万円以内であります。(2013年6月27日第1回定時株主総会決議)

*上記は、「第7回定時株主総会招集ご通知」にも記載しており、本招集通知は当社ホームページに掲載しております。
https://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役報酬

ア. 基本方針

当社は、取締役の報酬(事業子会社からの報酬を含む)を持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させることを基本方針としております。

イ. 算定方法の決定方法

当社の2013年6月27日第1回定時株主総会で定められた取締役の報酬限度額は、年額396百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず)であります。各取締役の報酬は、独立社外取締役および独立社外監査役が出席する取締役会で代表取締役社長へ一任する旨の決議を得たうえで、代表取締役社長が職責・貢献度・業績等を総合的に勘案し、当該報酬限度額の範囲内で決定、支給しております。

なお、取締役報酬の決定方針、水準・構成については、取締役会および代表取締役社長の諮問機関として、委員長を独立社外取締役が務め委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しており、報酬の決定方針等に関する諮問に応じ委員会が審議・答申することにより、取締役の報酬制度および報酬の決定プロセスの透明性・公正性確保を図っております。

ウ. 報酬体系

取締役(社外取締役を除く)の報酬(事業子会社からの報酬を含む)については、固定報酬としての基本給および変動報酬としての業績給で構成しております。また、社外取締役の報酬については、独立した立場からの監督という役割から固定報酬のみで構成しております。

取締役(社外取締役を除く)の基本給については、各取締役の職責、担当領域の規模やグループ経営への寄与に応じて設定しております。これらの事項は、前年度の業績、当年度の職責などにより変動するため、基本給においても毎年決定しております。

取締役(社外取締役を除く)の業績給については、主に兼務している事業子会社の前年度の業績(営業利益、ROCE等)、経営計画の達成度、グループ経営への貢献度等により変動する短期インセンティブ型報酬となっております。また、業績給の報酬総額に占める割合は、原則として、経営計画や業績目標などの達成時に概ね13%程度となるように設定しております。なお、2018年度における支給実績としては、業績給の報酬総額に占める割合は1~10%程度となっております。

(2) 監査役報酬

当社の2013年6月27日第1回定時株主総会で定められた監査役の報酬限度額は、年額96百万円以内であります。監査役の報酬(事業子会社からの報酬を含む)については、独立した立場からの監査という役割から、固定報酬のみで構成しております。監査役の報酬は監査役の協議により当該報酬限度額の範囲内で決定、支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局は企画統括室とCSR・監査統括室法務担当が担当しており、取締役会付議事項に関し、資料の事前配布に努めるとともに、特に重要性の高い案件については、事前説明を行います。

監査役を補助する専任のスタッフとしては、監査役業務室が担当いたします。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
石山 喬	当社非常勤顧問	当社グループの製造拠点における改善活動への助言 社外団体における活動	非常勤、報酬有	2017/06/27	3年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1 名

その他の事項

・非常勤顧問は、株主総会、取締役会およびグループ経営会議等の会社の意思決定に関する会議等には出席しないこととしており、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。従って、ガバナンス上の問題はないと考えております。

・上記「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長の退任日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【現状の体制の概要】

当社は取締役会および監査役会設置会社であります。社外取締役の積極的選任に努めており、取締役13名のうち、4名は社外取締役です。また、業務を執行する機関として、執行役員を置いております。

取締役会は原則として毎月1回開催されており、当社グループの経営上の基本的事項および重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。代表取締役および取締役の指名・報酬に関しては、取締役会および代表取締役社長の諮問機

関として、委員長を独立社外取締役が務め、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しており、取締役会または代表取締役社長の諮問を受けて、指名・報酬の決定方針等について審議し、答申することとしております。

グループ経営会議は、代表取締役社長の意思決定を補佐するための機関として、当社グループ経営に関する方針、経営執行に関する重要案件を審議・決定いたしますが、特に重要な事項については取締役会にて決定いたします。

当社は社外監査役の積極的選任にも努めており、監査役6名のうち3名は社外監査役です。監査役会は、原則として年6回以上開催され、様々な分野において経験・見識が豊富な社外監査役の参画を得て、経営に対する独立性を維持しつつ、的確な監査を実施しております。また、監査役の監査を支える監査役業務室には、取締役の指揮命令に服さない専任の人材を配置しております。

監査役監査につきましては、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める観点からコンプライアンス、リスク管理、情報の適時開示等、内部統制の状況について監査を実施いたします。

会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を担当いたします。

また、内部監査につきましては、CSR・監査統括室が年間の監査計画に基づいて社内各部門および子会社・関係会社に対して行う業務執行に関する監査のほか、コンプライアンス、環境など、内部統制の有効性等に関する内部監査を実施し、適切性、有効性を検証の上、必要に応じて改善・是正の提言を行います。

当社は、法令および定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

〔現状の体制を採用している理由〕

当社は、社外取締役と監査役会が、各々の観点から経営監督にあたる体制が有効と考え、監査役会設置会社としております。

また、経営の監督機能と業務執行機能の分化、社外取締役および社外監査役の積極的選任等により、執行機能の監督、取締役の相互監視、さらに社外監査役を含む監査役の監査によって、経営の健全性が確保されていると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月の定時株主総会(6月25日開催)の招集通知は6月3日に発送しており、「早期発送」を行うとともに、発送日に先立ち5月23日に当社ウェブサイトに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使制度を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部(狭義の招集通知および株主総会参考書類)について英語版を作成し、東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ホームページ等に掲載しております。
その他	招集通知等の当社ホームページへの掲載を行うほか、株主総会会場において映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど、株主の皆様理解を深めていただく工夫を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針」を作成し、ホームページ上で公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は毎年2回、決算発表(年度および中間)の後、開催いたします。 また、経営戦略に関する重要事項がある場合は、必要に応じて説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでは、決算短信、決算説明会資料、アニュアルレポート、株主通信(事業報告)、有価証券報告書、ファクトブック等のIR資料を掲載しております。 IRページのURLは次のとおりです。 https://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署として、企画統括室広報・IR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営方針である「日軽金グループの経営方針」(以下、グループ経営方針)では、基本方針第7項で「株主・取引先・従業員・地域社会に対し、調和の取れた経営を行い、社会的に尊敬に値する企業グループを目指す」と規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、グループ経営方針の基本方針第10項で「地球環境問題に対しては、関係法令の遵守はもとより、環境方針を掲げて主体的かつ積極的に持続可能な社会を実現するために取り組む」と規定しており、環境保全を含むCSR活動を統括する部署として「CSR・監査統括室」を設置しております。具体的な取組み内容やCSR推進計画などは、当社ホームページ内の「CSRの取り組み」のページにおいて詳細を紹介しておりますが、毎年発行する「CSR報告書」におきましても各年次のトピックス等を紹介してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ経営方針の基本方針第12項で「企業情報を適切に管理するとともに、広く社会とのコミュニケーションに努め、情報を適時かつ適切に開示する」と規定しており、これに基づいて適時開示に関する規程等を整備しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システム整備に関する基本方針

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)の整備について取締役会において決議した内容(基本方針)は、次のとおりであります。

1 当社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

当社は、企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス(法令、会社規則、企業倫理等の遵守)に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード(企業行動憲章)を定め、その推進を図る。

当社は、企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。

当社は、企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。

2 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(情報保存管理体制)

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体(文書および電磁的記録)を当社が定めるグループ規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

3 当社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

当社は、企業集団における様々なリスク(損失の危険)に対して、管理体制、管理手法等を定めたグループ規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。

特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が規則等を整備し、企業集団の各部門におけるリスク管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。

4 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。

1) グループ経営会議による意思決定

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、当社の代表取締役社長、取締役等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。

2) 中期経営計画、年度予算、業績管理

目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

3) 内部監査体制

当社の内部監査を所管するCSR・監査統括室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行う。

5 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(その他のグループ内部統制体制)

企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、1から4に規定するほか、以下に記載のとおりとする。

1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制としては、当社が定めるグループ規則等において、子会社の業績、財務情報その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

2) 子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、当社が定める子会社管理に関するグループ規則に基づき、適切な経営管理を行う。

3) 当社の取締役、監査役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

6 当社および子会社から成る企業集団の財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制(財務報告に関する内部統制体制)

企業集団における財務報告の信頼性および適正性を確保し、かつ金融商品取引法が定める内部統制評価制度への適切な対応を実施するため、内部統制システムを構築する。また、このシステムが有効かつ適正に機能していることを継続的に評価し、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(以下7～11を総称して、監査役関連体制)

当社監査役の職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さず監査役の指揮命令に服す専任の従業員を置く。また、CSR・監査統括室等に所属する従業員も監査役の職務を補助する。

監査役業務室の従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

8 次のア.およびイ.に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

ア. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ. 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

1) 会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項

2) 毎月の経営状況として重要な事項

3) 内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項

4) コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実

5) 子会社に関し、1)から4)に該当する重要な事項

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。

9 8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が設置、運用する内部通報制度(ホットライン)において、当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接通報することができること

を定めるとともに、当該通報をしたことによる不利益取扱いを禁止する。

10 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を速やかに支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。ただし、支弁する費用等の総額は当該予算に限定されないこととする。

11 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1 コンプライアンス体制

当社および子会社の全ての取締役、執行役員および従業員に対して、グループの経営方針等を掲載したハンドブックを配付しております。

当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンス推進計画の決定およびその進捗状況のモニタリングを行っております。

当社は、当社および子会社の取締役、執行役員および従業員が利用可能な内部通報制度を設置・運営しております。

反社会的勢力および団体に対しては、当社人事・総務・経理統括室総務担当が対応総括部署となり、子会社とともに各地域の警察を含む外部専門機関や弁護士とも連携する体制を構築しております。

2 情報保存管理体制

当社および子会社の各社は、取締役会等の議事録、りん議書その他の取締役の業務執行に関する保存媒体(文書および電磁的記録)について、法令およびグループ規則に基づき、適切に保存・管理しております。

3 リスク管理体制

リスクの管理体制、管理手法等を定めたグループ規則に基づいて、グループ全体のリスク管理体制を構築しております。

特に重要なリスク案件については、取締役会で決議・報告するとともに、取締役会付議に至らない案件であっても、重要性の高いものはグループ経営会議において慎重に審議しております。

4 効率的職務執行体制

2018年度は、グループ経営会議を29回開催し、重要な案件について、十分な審議を経た後、決定しております。

当社は、グループ全体の中期経営計画(2016年度から2018年度まで)および年度予算計画を策定しております。また、グループ経営会議メンバー等による毎月の業績検討会等を通じて業績のモニタリングを行っております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、グループの内部監査を、監査計画に基づき、また重要事項については随時、業務監査および会計監査を実施しております。

5 その他のグループ内部統制体制

当社は、子会社の決裁権限等を定めたグループ規則に基づき、子会社から報告を受け、また必要な手続きによる承認を行っております。

当社は、子会社育成の観点から、リスク管理体制の強化を始めとした指導を子会社に対して行うとともに、進捗状況に応じて主管部門が必要な改善指導を行っております。

2019年3月31日現在において、当社の取締役2名、監査役3名および従業員8名が子会社の監査役に就任し、監査を行っております。

6 財務報告に関する内部統制体制

当社および子会社は、内部統制推進責任者を任命し、財務報告に係る内部統制システム整備を推進しております。整備状況については、半期に1回グループ経営会議および取締役会へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、内部統制システムの運用状況を評価しており、評価結果は、会計監査人による監査および取締役会による承認、監査役監査を経て、内部統制報告書として開示しております。

7 ~ 11 監査役関連体制

当社は監査役業務室を設置し、専任の従業員1名を配置しております。

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議のメンバーとなっているほか、代表取締役社長、社内取締役および執行役員等に対して定期的にヒアリングを行い、業務執行状況について確認を行っております。

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の取締役、監査役から受けた報告を当社監査役へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、当社から派遣した子会社監査役による業務監査報告を集約し、その内容を当社常勤監査役へ報告しております。

内部通報制度について定めたグループ規則において、通報者に対する不利益取扱いを禁止している旨を周知しております。2018年度において、これに違反する事例は認められませんでした。

社外監査役を含む監査役は、定期的に代表取締役社長および会計監査人と意見交換を行っております。

2018年度において、監査役の監査計画に基づく監査を実施するにあたって費用が不足する事態は生じませんでした。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社およびグループ従業員全員に配布、徹底している「グループ経営方針・コンプライアンスハンドブック」において、反社会的勢力のみならず、外部からの不当な要求に対しては毅然とした態度で接する旨を明文化するとともに、人事・総務・経理統括室総務担当を対応総括部署として、警察を含む外部専門機関、弁護士との連携をはかり、情報収集や研修・啓蒙活動に取組んでまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針と社内規則

当社は、グループ経営方針において、事業活動を通じて、広く社会に貢献することを謳い、その基本方針第12項で「企業情報を適切に管理するとともに、広く社会とのコミュニケーションに努め、情報を適時かつ適切に開示する」と規定しております。

この基本方針に基づき、当社では、当社グループ全社に適用される「会社情報の公表およびインサイダー取引防止に関するグループ規則」（以下、規則）を定め、会社情報の適切な管理、報告とインサイダー取引の未然防止に努めており、適時開示については、インサイダー情報の定義、開示決定に至る手続き、報告体制、漏洩防止等について規定しております。

また、当社では、グループ経営方針をグループの全社員に配布し意識の高揚を図るとともに、規則に関してはグループ内電子掲示板に掲載することにより周知徹底を図っております。

2. 社内規則に基づく適時開示体制

当社では、規則において、当社の企画統括室長を「情報取扱責任役員」、企画統括室広報・IR担当を「情報開示担当部署」と定め、適時開示の対象となる可能性のある決定事実、発生事実、決算に関する情報について、証券取引所が定める適時開示規則に則り、関連部署と適時開示の要否を協議・確認し、適時かつ適切に開示してまいります。

その情報の報告体制として、規則では、当社および日本軽金属株式会社の部門長ならびに当社子会社（日本軽金属株式会社を除く）社長は情報連絡責任者として、常に所管部門におけるインサイダー情報の有無を確認し、報告する義務を負わせ、事象ごとにグループ内の速報・報告体制を整備しております。

決定事実に関するインサイダー情報は、関係者に内部情報取扱いに関する誓約書の提出を求めるなど、適切な管理を行い、当社取締役会もしくはグループ経営会議において承認された後、適時・適切に開示いたします。

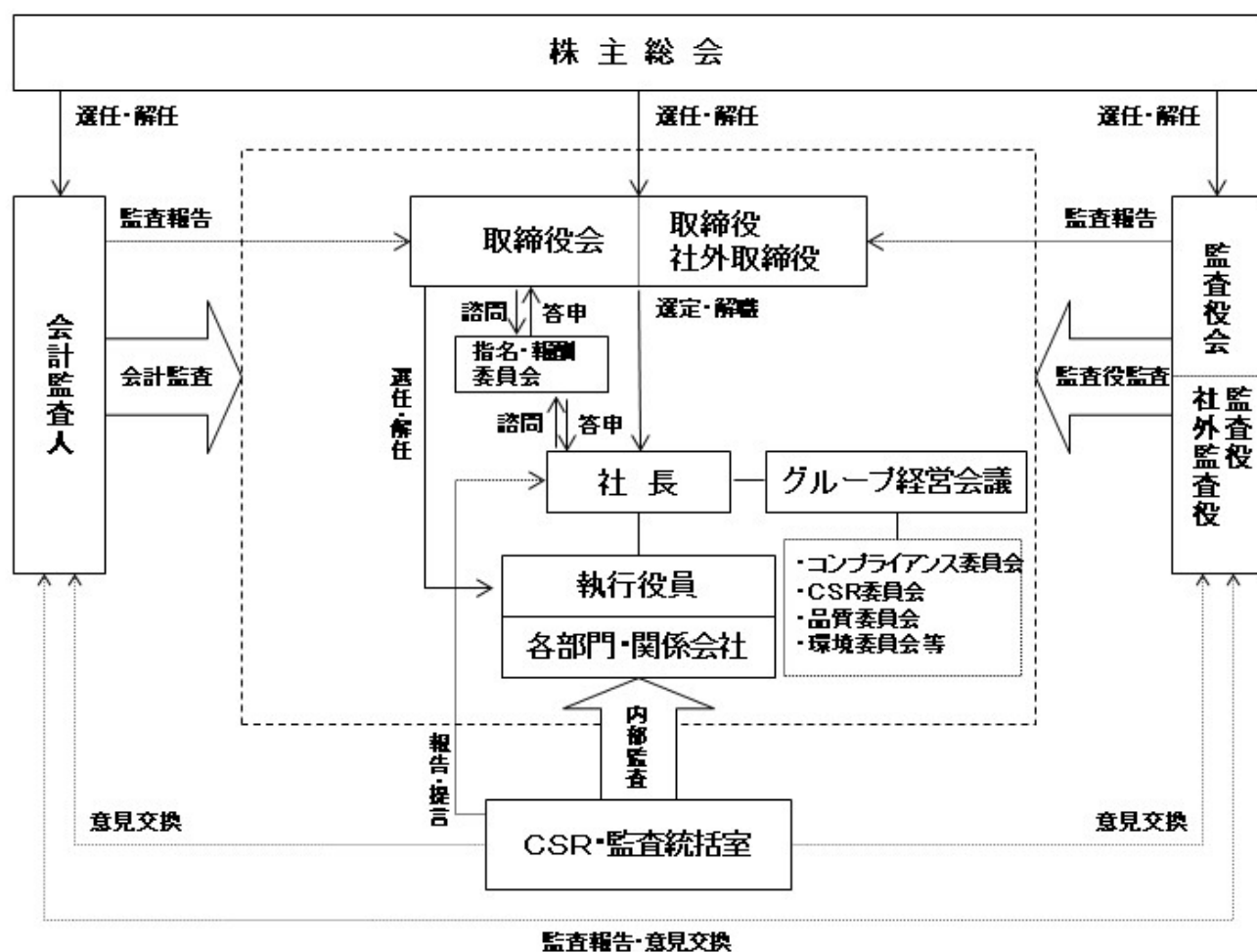
発生事実に関するインサイダー情報は、開示基準（重要性基準）に該当しないことが明らかでない場合も含め、関係部署と情報開示担当部署との確認の後、当社代表取締役社長の決定により適時・適切に開示いたします。

決算に関するインサイダー情報は、人事・総務・経理統括室経理担当が作成し、当社取締役会もしくはグループ経営会議で承認された後、適時・適切に開示いたします。

（別紙1）コーポレート・ガバナンス体制の模式図

（別紙2）適時開示体制の模式図

(別紙 1) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



(別紙 2) 適時開示体制の模式図

